

青森県報

第五百九十一号

令和五年
三月二十七日
(月曜日)

目次

規則

○青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則……………(労政・能力) 開 発 …… 一

告示

○鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新……………(自然保護課) …… 一

○臨時の職業訓練の施行……………(労政・能力) 開 発 …… 二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) …… 五

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) …… 五

公告

○国土調査の成果の認証……………(農村整備課) …… 五

取用委員会

○取用の裁決手続開始の決定……………(監 理 課) …… 五

○取用及び使用の裁決手続開始の決定……………(同) …… 六

規 則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に

係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則(平成十二年三月青森県規則第一百十一号)の一部を次のように改正する。
第一項の表中「放電加工」を「非接触除去加工」に改め、「電気機器組立て」の下に、「シーケンス制御」を加え、「陶磁器製造」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の八第二項の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間を更新したので、同条第六項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 更新年月日

令和五年三月二十七日

青森県立 技術専門 校	青森県立 八戸工 学院	青森県立 弘前高 等専門 校
-------------------	-------------------	-------------------------

電気工事科	木造建築科	電気工事科	造園科	自動車整備科	木造建築科	電気工事科	電気工事科	配管科	木造建築科	電気工事科	配管科	電気工事科	溶接科	電気工事科	メカトロニクス科	配管科	電気工事科	溶接科	溶接科
時一八	時一八	時一八	時一八	時一五	時一五	時一八	時一八	時一八	時一五	時一八	時一八	時一八	時一五	時一八	時一八	時一五	時一八	時一四	時一四
×二〇人	×二〇人	×二〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人	×一〇人
円千六百	円千六百	円千六百	千円	円千三百	円千三百	円千六百	円千六百	円千六百	円千三百	円千六百	円千六百	円千六百	円千三百	円千六百	千円	円千三百	円千六百	円千九百	円千二百

青森県立 弘前高 等専門 校	青森県立 技術専門 校	普通職業 訓練課程
-------------------------	-------------------	--------------

公共職業安定所長 の受講指 示、又は 推薦、受 援、又は 支授、受 けた者											電気工事科	配管科	土木施工科	土木施工科	木造建築科	電気工事科
二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	時一四	時一四	時一四	時一四	時一四	時一五
一五人×	一人×	五人×	七人×	五人×	三人×	三人×	八人×	一人×	五人×	五人×	×二〇人	×三〇人	×二〇人	×三〇人	×三〇人	×一〇人
											円千二百	千円	千円	円千二百	円千二百	円千三百

青森県立 八戸工科 学院				
調理師養成科				
介護福祉士養成科				
保育士養成科				
美容師養成科				
美容師養成科	理容師養成科	保育士養成科	介護福祉士養成科	調理師養成科
二年	二年	二年	二年	一年
五人× 一回	一人× 一回	七人× 一回	五人× 一回	五人× 一回

青森県告示第二百十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
八戸市大字鮫町字中道二〇の一三 株式会社 深川商会 八戸市大字鮫町字石仏沢一九 株式会社 清和漁業	八戸市南浜区域 八戸市南浜漁業協同組合の地区	内水面以外の水面において網漁具を水深二十メートル以上の水中に定置して主としてさけをとる漁業
東津軽郡今別町大字砂ヶ森字赤根沢一五一 川口 順一 東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元二七の二 川口 通彦	竜飛今別第一区域 竜飛今別漁業協同組合の地区のうち、今別町大字奥平及び森部大字大泊	底建網漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業

の区域

青森県告示第二百十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

桔梗野支店

弘前市大字桔梗野五丁目

を削る。

公 告

国土調査の成果の認証

青森市が行った次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したため、同条第四項の規定により公告する。

令和五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森市大字新城字山田の一部

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用

の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和五年三月二十七日

青森県収用委員会会長 赤津重光

一 起業者の名称
青森県

二 事業の種類

県道八戸環状線改築工事（青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢地内から同市大字尻内町字前谷地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

（亡）田端 キヨ 相続人 不明

最後の住所 青森県八戸市大字尻内町字田端山十三番地七

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和五年三月十三日

別表1

土地の所在	地番	地積 (㎡)		収用しようとし、明渡しを求め、土地の面積 (㎡)
		公簿	実測	
青森県八戸市大字尻内町字田端山	17番	山林	山林	2111
				2122.10
				66.63

収用及び使用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和五年三月二十七日

青森県収用委員会会長 赤津重光

一 起業者の名称
青森県

二 事業の種類

県道八戸環状線改築工事（青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢地内から同市大字尻内町字前谷地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和五年三月十三日

別表1

(1) 収用しようとする部分

土地の所在	地番	地積 (㎡)		収用しようとし、明渡しを求め、土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	
青森県八戸市大字尻内町字田端山	18番44	原野	公衆用道路	625
		原野	畑	624.60
				392.78
				397
				396.62
				377.35

(2) 使用しようとする部分

土地の所在	地番	地積 (㎡)		収用しようとし、明渡しを求め、土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	

青森県八戸市 大字尻内町字 田端山	18番44	原野	公衆用 道路	625	624.60	2.99
	18番49	原野	畑	397	396.62	8.65

別表 2

土地の所在	地番	氏 名	住 所
青森県八戸市 大字尻内町字 田端山	18番44	持分10分の1 沢上 信幸	青森県三戸郡新郷村大字戸来 字石無坂4番地362 長井様方
		持分10分の4 木村 サライ	青森県八戸市大字河原木字高 館16番地
	18番49	持分2分の1 佐藤 実	青森県八戸市大字尻内町字田 端7番地1
		沢上 信幸	青森県三戸郡新郷村大字戸来 字石無坂4番地362 長井様方

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円